

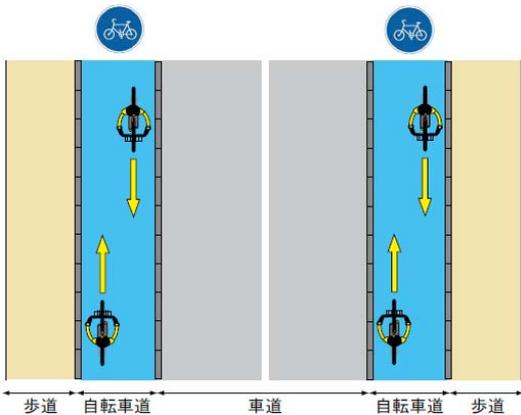
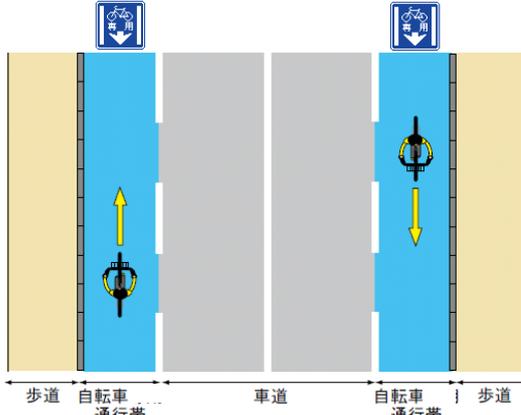
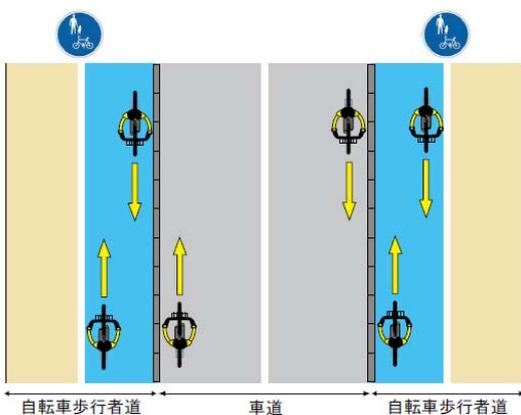
9. 参考資料

9.1 自転車通行空間における通行方法

道路交通法における自転車通行空間の通行方法について以下に示す。

通行空間	自転車通行空間の通行方法	参照
車道の通行	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は、歩道又は路側帯（以下「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第17条第1項） ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項） ・自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。（道路交通法第17条の2第1項） 	図-9.1.1 2～8
歩道の通行	<ul style="list-style-type: none"> ・普通自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①普通自転車は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされているとき。（道路交通法第63条の4第1項） ②普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。（道路交通法第63条の4第2項） ③車道又は交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。（道路交通法第63条の4第3項） ・普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。（道路交通法第63条の4第2項） ・普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。（道路交通法第63条の4第2項） 	図-9.1.1 3～4
自転車道の通行	<ul style="list-style-type: none"> ・普通自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。（道路交通法第63条の3） ・自転車道が設けられている道路における自転車道と自転車道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道とする。（道路交通法第16条第4項） 	図-9.1.1 1
普通自転車専用通行帯の通行	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、指定された車両通行帯を通行しなければならない。（道路交通法第20条第2項） 	図-9.1.1 2

以下に、自転車の通行位置について例を示す。

<p>1. 自転車道がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通自転車は、自転車道が設置されている場合は、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。 (道路交通法第63条の3) 		<p>「自転車専用」 (325の2)</p> 
<p>2. 自転車通行帯（普通自転車専用通行帯）がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通自転車は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、指定された車両通行帯を通行しなければならない。 (道路交通法第20条第2項) 		<p>「専用通行帯」 (327の4)</p>  <p>「普通自転車専用通行帯」 (327の4の2)</p> 
<p>3. 自転車歩行者道（普通自転車通行部分の指定）がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 (道路交通法第18条第1項) 普通自転車は、道路標識等により通行すべき部分として指定された部分（以下「普通自転車通行指定部分」という。）を通行することができる。この場合、普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。 (道路交通法第63条の4第2項) 		<p>「自転車及び歩行者専用」 (325の3)</p> 

4. 歩道上に普通自転車通行可の指定がある場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 (道路交通法第18条第1項) ・ なお、普通自転車は、道路標識等により普通自転車歩道通行可の指定がされているときは、歩道を通行することができる。 (道路交通法第63条の4第1項) 		<p>「自転車及び歩行者専用」 (325の3)</p>
5. 歩道上に普通自転車通行可の指定がない場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 (道路交通法第18条第1項) 		—
6. 路側帯がある場合（白実線1本）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 (道路交通法第18条第1項) ・ なお、路側帯がある場合は、自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。 (道路交通法第17条の2第1項) 		—
7. 駐停車禁止路側帯がある場合（白実線1本+破線1本）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 (道路交通法第18条第1項) ・ なお、駐停車禁止の路側帯がある場合でも、自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。 (道路交通法第17条の2第1項) 		—

8. 歩行者専用路側帯がある場合（白実線2本）

- ・ 自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。
(道路交通法第18条第1項)

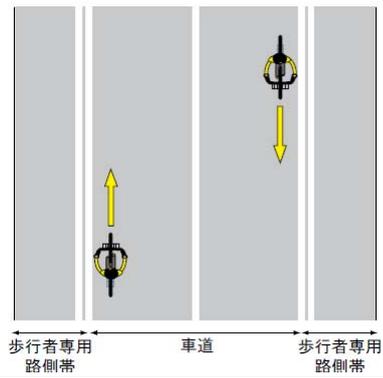
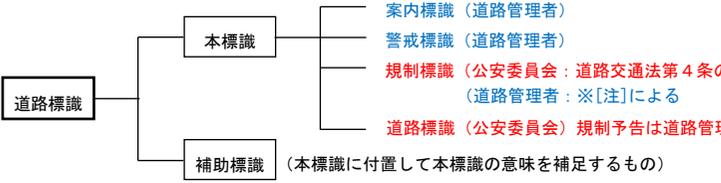
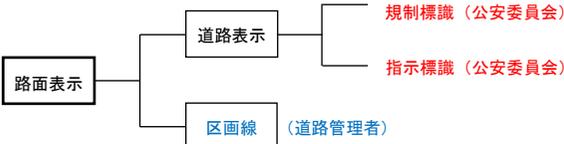
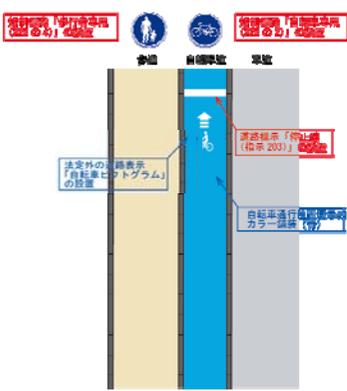
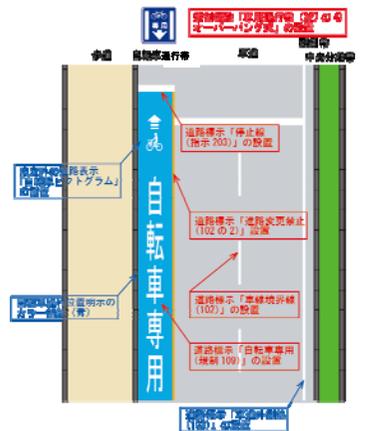
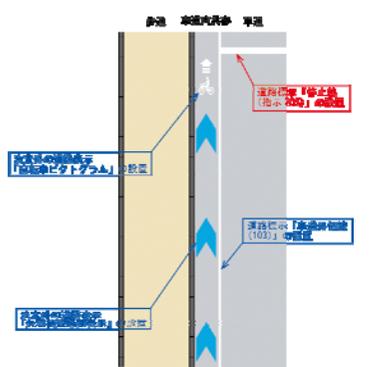
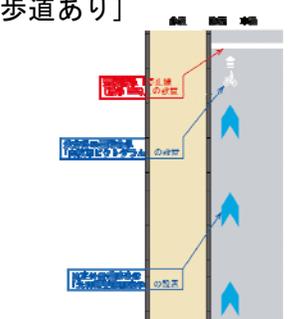
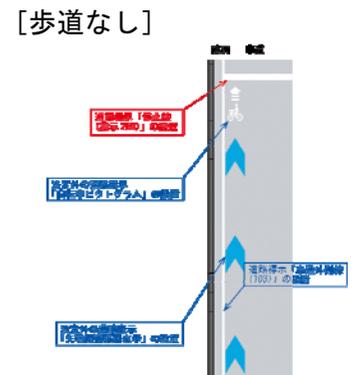
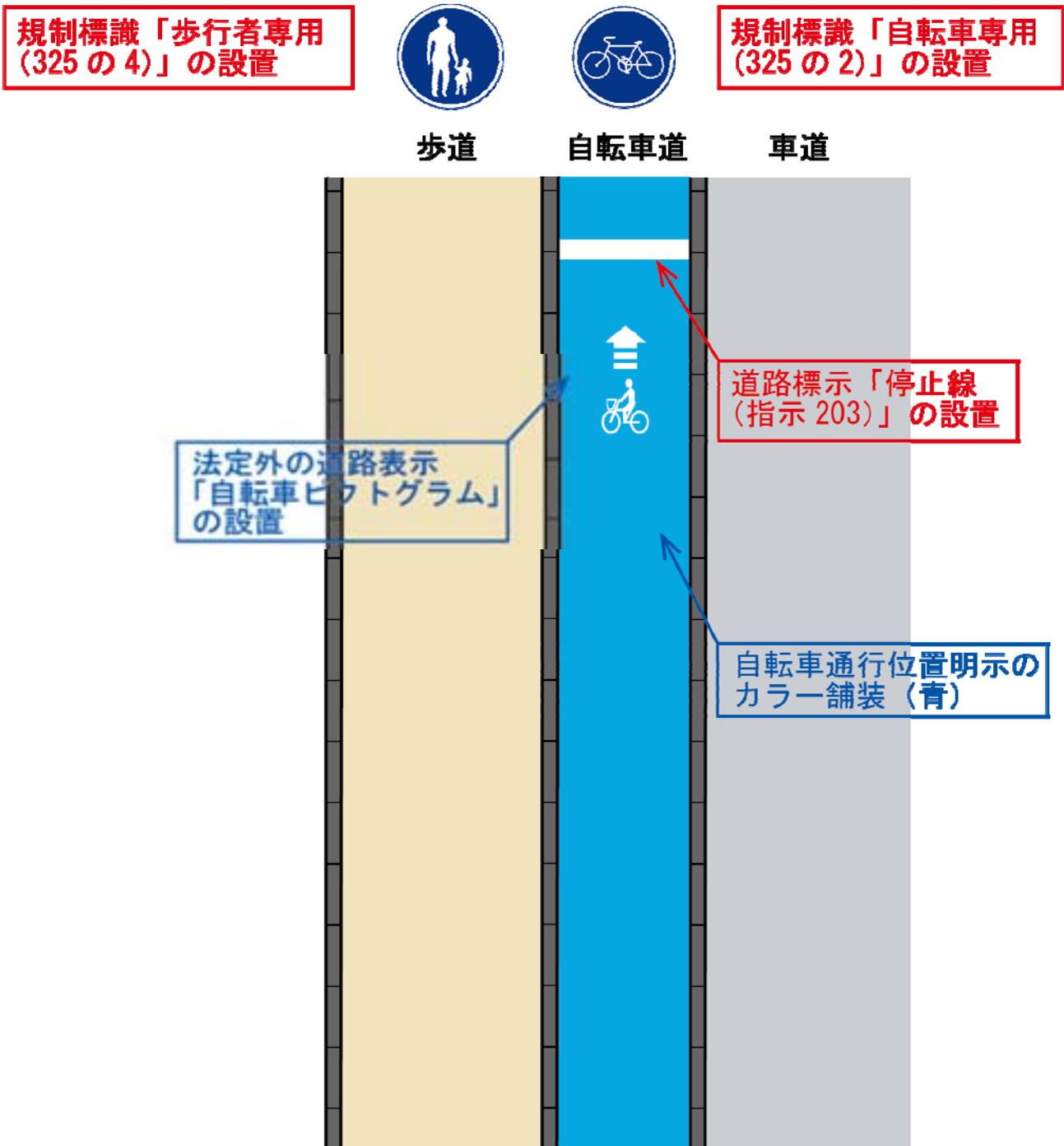


図-9.1.1 自転車通行空間の通行方法

9.2 交通管理者（公安委員会）、道路管理者（行政）の施工範囲

<p>道路標識の設置者 (一般的な考え方)</p>		<p>[注]道路管理者が設置できる自転車通行空間に係る規制標識は、「道路法第48条の9第4項（自転車専用道路等の通行の制限）」の規制を行う場合である。</p>		
<p>路面標示の設置者 (一般的な考え方)</p>				
<p>整備形態</p>	<p>自転車道</p>	<p>自転車通行帯</p>	<p>車道内共存</p>	<p>車道混在</p>
<p>区分概要図</p> <p>交通管理者</p> <p>道路管理者</p>				<p>歩道あり]</p>  <p>[歩道なし]</p> 

9.2.1 自転車道



9.2.2 自転車通行帯（普通自転車専用通行帯）

